

平成22年1月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成22年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成22年1月7日（木） 午後3時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第25号 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について
 - 6 報告第9号 平成21年度市川市一般会計補正予算（第2号）に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - (1) 学校版環境ISO認定式について
 - (2) 中学校海外派遣事業（受入事業）の中止について
 - (3) 来年度「全国学力・学習状況調査」について
 - (4) 新型インフルエンザ対応について
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第25号 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について
 - 2 報告第9号 平成21年度市川市一般会計補正予算（第2号）に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 学校版環境ISO認定式について
 - (2) 中学校海外派遣事業（受入事業）の中止について
 - (3) 来年度「全国学力・学習状況調査」について
 - (4) 新型インフルエンザ対応について
- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	原 健二
学校教育部長	山崎 繁	生涯学習部長	田口 修
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部次長	古山 弘志
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	山田 修一
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	渡邊 靜男	義務教育課長	藤間 博之
指導課長	川口 知子	保健体育課長	押田 敏郎
教育センター所長	川添 茂	生涯学習振興課長	齋藤 忠昭
地域教育課長	浅岡 裕	青少年育成課長	曾根 洋次郎
公民館センター長	堀切 公雄	中央図書館長	露木 芳輝
考古博物館長	石毛 一成	自然博物館長	西 博孝

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	山田 浩一
"	主幹	谷内 弘美
"	主任	堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成22年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第25号 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

1ページをお願いいたします。教育委員会の点検・評価に関する報告書20年度分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月に改正施行され、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表する必要があるため提案するものです。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 教育政策課長

かねてから委員の皆様にも勉強会等を通じましてごらんいただいているものですが、各課の最終的な調整も済みまして、今回こちらを提出するものです。内容について、またご意見をいただければと思っております。

○ 宇田川委員長

55ページにあります開かれた学校運営と特色ある学校づくりの推進というところで、各学校の情報公開といいますか、ウェブ関係が整っていないところが結構あります。ここでも達成度Cで出ているのですけれども、ぜひとも今年度、重点的に力を入れていただきたいというのが希望です。

○ 教育政策課長

その件につきましては、校長会等を通じてお願いはしておりますけれども、さらに充実させるように図ってまいりたいと思います。

○ 宇田川委員長

よろしくお願ひします。

○ 五十嵐委員

行動7の特別支援教育の充実で、評価委員会から意見がなかったということですけれども、60ページにある就学指導委員会の適正就学学校訪問という事業は、ほかの市では行われていない事業で、特別支援教育をきめ細やかに行うとか、1人1人に応じて、その子の可能性を最大限伸ばすという基本的なところを市川市独自で行っているとても貴重な事業です。何も意見がない

ということだけではなくて、そういういいことも一言入れておいてもらえた
らうれしいと思います。これはとても手間のかかる事業です。就学指導委員会に医師の方たちに出ていただいて、さらに学校の都合に合わせて日程を調整して、別の日に、就学指導委員の方に学校訪問していただいて直接子どもを見てもらって、保護者や校長先生方にアドバイスするというシステムなのです。こういうことはなかなかできないので、市川だけでやっているとても大事な事業と思っております。その隣のページで、「普通学級に在籍する」という、「普通」という言い方は、今はしないのではないかと思います。「通常の学級」という言い方がいいのではないかでしょうか。公的な文書は「通常の学級」となっているかと思いますので、後で点検してみてください。もう1つ、幼児教育の構想のところで、指導課はCという評価で、評価委員会では、Bでもいいのではないかと言われたということですが、そのあたりのいきさつがあればご説明いただけますか。

○ 教育政策課長

まず1点目ですけれども、59ページの「普通学級」という記載につきましては、「通常学級」と訂正させていただきたいと思います。今回提示をさせていただいているように、案ということですので、最終的に確認をとらせていただいた上で、間違いのないように公表していきたいと思っております。

○ 指導課長

幼児教育の部分につきましては、1点目は、重点目標①にあります幼稚園児と保育園児との交流の実績というところで、公立幼稚園1園で私立保育園との交流を行ったということで、昨年度は2園が交流をしたのですけれども、ことしはそこにありますように、計画はしたのですが、天候の関係で実施できなかったという点です。それから、重点目標①の2つ目の公立・私立幼稚園教諭と保育士との合同研修会の実績というところは、1度、3月に行っているのですけれども、これは教育政策課が音頭をとって行ったもので、指導課の分野として、ここを取り組みがちょっと薄かったのではないかということでCといたしました。評価委員会の中では、天候の事情であれば、今年度のようにインフルエンザでできないといったようなことも今後の可能性としてあるので、そういう不測の出来事が起きたときにどう評価するかという評価の項目を考えておく必要があるのではないかということを指摘されました。評価委員会ではBという評価をいただきました。

○ 内田委員

行動14にランチルーム整備事業があるのですが、ランチルームというは何でしょうか。

○ 保健体育課長

ランチルームの整備推進につきましては、昭和55年ころ、児童生徒数が急

増いたしまして、教室も大変窮屈な状況がございましたけれども、その後、児童生徒数の減少に伴いまして余裕教室が生じてまいりました。その余裕教室の有効活用ということで、食育の側面から、給食をとる環境を整えていきましょうということでランチルームという形をとって、通常の教室よりは食事の場面にふさわしい環境を整えた部屋を用意して食育を進めているものです。

○ 内田委員

通常の教室で食事をするのではなくて、ルームがある学校はそこに全員が集まってするのですか。

○ 保健体育課長

全員が集まれるだけのスペースがありませんので、学校によって状況は異なります。1つの通常教室を改造した教室、2つ続けて改造した教室、もししくは予算の状況がありまして、全面的に手洗い場とかカーテンその他をふさわしいものにした場所等々、さまざまなケースがございますけれども、そういった中で、子どもたちに食にふさわしい場面提供、食育に通じる給食の時間を考えて進めておりました。

○ 吉岡委員

報告書は平成20年4月から平成21年3月までのものですか。

○ 教育政策課長

そうです。

○ 吉岡委員

そうすると、これが今ある程度できていて、課題と書いてあるので、本当は22年に生かさなければいけないようなものもあるわけでしょう。例えば耐震のところでは、25年度までに全棟完了ということになっていますが、以前からもっと早くしたほうがいいのではないかと思っているのです。ところが、これがいつの予算に生きているのか、1年おくれになっている感じがします。

○ 教育政策課長

本来であればもっと早い時期にお出ししなければいけなかつたものでございます。19年度の点検・評価を出させていただいたのが初めてでございまして、今回、教育振興基本計画の実施計画と並行してやっているということと、今まで事業ごとに行動テーマを決めて計画的にやってきたわけですけれども、それを今度は抜本的に見直しまして、実際にどういうことができるかを実施計画の中で当たっていますので、今やっていることと20年度にやっていたことがかみ合わない部分がありまして、その辺が時間のかかってしまった理由です。本来ですと、吉岡委員がおっしゃったように、22年度に向けて、当然予算の獲得からすべて、こういうものを見ていたいた中で、また、我々のほうも反省した上で進めていかなければいけないものだと思います。次年

度につきましては、できるだけ早い時期にお示しできるようにしていきたいと思っております。

○ 吉岡委員

よくわかりました。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議事6報告に入ります。報告第9号 平成21年度市川市一般会計補正予算（第2号）に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ 教育政策課長

2ページをごらんください。今回の一般会計補正予算（第2号）の教育費に係る内容につきましては、歳入予算の補正はございません。歳出予算補正と債務負担行為の補正になります。内容につきましては、3ページの表をごらんください。初めに歳出補正予算ですが、第3項中学校費第2目教育振興費の負担金補助及び交付金については、千葉県中学校総合体育大会などにおいて、生徒が優秀な成績をおさめた結果、関東大会や全国大会へ参加する生徒数がふえたことにより、行事参加生徒交付金に不足が見込まれることから、246万円を増額補正するものです。次に、2番の債務負担行為補正について説明いたします。学校保健定期健康診断委託費につきましては、幼稚園、小学校、中学校の健康診断を毎年4月当初に実施しておりますが、4月に入ってからの入札では健康診断の実施時期に間に合わないことから、今年度中に入札を行い、委託業者を選定し、準備をしておく必要があるために、その費用として3,724万円の債務負担行為の設定を行うものです。この補正予算案は、1月に実施される12月議会に上程され、議会で審議された後、議決されますと予算として確定いたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。（1）学校版ISO認定式について、（2）中学校海外派遣事業（受入事業）の中止について、（3）来年度「全国学力・学習状況調査」について説明してください。

○ 指導課長

資料の4ページをごらんください。平成21年度学校版環境ISO認定式の開催につきましてご説明いたします。2月12日金曜日、メディアパーク2階

グリーンスタジオにおきまして、平成21年度学校版環境ISO認定式を開催いたします。この認定式は、学校版環境ISO認定事業開始の平成15年度から開催しており、今年度で7回目を迎える、通算で35校の認定をすることとなります。認定式におきましては、教育長から新規指定校5校に認定証の授与を行うとともに、指定校2年目の5校の児童生徒より、これまでの各学校の取り組み、特色ある環境保全活動や省エネ、リサイクル活動などについての発表を予定しております。公務ご多用のこととは存じますが、ご臨席の上、ご指導賜りたくご案内申し上げます。2点目、平成21年度中学生海外受入事業の中止の決定につきまして、市川市青少年教育国際交流協会主催の平成21年度中学生海外受入事業を平成22年2月8日月曜日から2月18日木曜日の日程で予定しておりましたが、派遣事業と同様、新型インフルエンザのため、今年度の受入事業も中止とさせていただきました。3点目、来年度の全国学力・学習状況調査につきまして、実施要領が届きましたので、概要をお知らせいたします。来年度から抽出方式になりますが、その抽出率は都道府県ごとに異なり、全国の抽出率は30パーセント程度となっております。市川市は、小学校9校、中学校6校が学校単位で調査対象の候補校となりました。この候補校は文部科学省の調査に協力し、参加することといたします。対象学年、調査事項はこれまでの調査と同じで、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、質問紙調査が行われます。日時は平成22年4月20日火曜日となっております。また、今回、抽出されなかった学校につきましては、学校の設置管理者の希望により、同一の問題の提供を受け、調査を利用できることとなっておりますが、採点や集計等は学校の設置管理者の責任において行うとなっております。学校現場への負担等を考え、来年度の調査への参加は希望しない方向で考えております。今後は、平成19年度から21年度の3カ年の結果につきまして、集大成としての分析を行い、市川市としての方向性を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○ 吉岡委員

全国学力・学習状況調査のことですけれども、小学校9校と中学校6校は、文部科学省がランダムに選ぶのですか。

○ 指導課長

学校規模に応じまして、文部科学省がランダムに選んだものです。

○ 宇田川委員長

ISO認定式はなかなかいいアイデアだと思いますので、できれば多くの方に見ていただくといいと思います。次に(4)新型インフルエンザ対応について説明してください。

○ 保健体育課長

一時期に比べまして流行はおさまりつつある状況となっております。12月の第3週現在、市川保健所管内の定点患者数につきましては12.18人となっ

ております。県内で最も少ない指數となっております。この状況につきましては、各学校、幼稚園における健康観察の徹底に加え、手洗い、うがい、せきエチケット等、予防措置の指導による効果として県内で評価されております。また、閉鎖の措置につきましては、2学期末現在、延べ数で学校閉鎖は15校、学年閉鎖は43学年、学級閉鎖は949学級となりました。2学期末現在までの罹患率につきましては、全体の30パーセントを超える状況となっております。本日は、3学期開始を迎えて臨時休業の基準を再度改定いたしましたので、ご報告申し上げます。改定理由の1つ目といたしまして、罹患率が全体の30パーセントを超え、感染の急激な広がりは見られなくなってきた状況にあること、2つ目といたしまして、任意ではございますけれども、ワクチンの接種が12月より開始されているということ、3つ目といたしまして、今後、季節性インフルエンザの流行が予想され、従来の基準では学校運営、とりわけ授業時数の確保に大きな支障が生じるということ、大きくこの3点を理由といたしまして改定を進めました。新たな閉鎖基準の改定につきましては、お手元に資料を配付させていただきました。別刷りの基準をごらんください。この新たな基準につきましては、季節性のインフルエンザの閉鎖基準にのっとったもので、学級閉鎖につきましては、学級内で、インフルエンザ様症状の欠席者が20パーセントを超えた場合、学校閉鎖につきましては、インフルエンザ様症状の欠席者が学校全体の15パーセントを超えた場合といたします。閉鎖の期間につきましては、基本的に学校医と相談の上、決定いたしますけれども、状況によって判断が難しい場合につきましては、教育委員会と事前に協議するといたします。この基準につきましては、医師会と相談の上、決定したものでございますが、罹患した児童生徒につきましては、発症した翌日から7日間程度休ませることについての変更はございません。各学校によって、これまでの罹患状況やワクチンの接種状況、また、授業時数の回復状況等々が異なりますので、基準によらない措置が必要になった場合には、教育委員会と協議して決定していくことといたします。期間につきましては、協議の結果、おおむね3日間程度と考えております。既に保護者あて文書を学校より、昨日配布していただいているものと思います。しかしながら、流行の第二波が予想される報道も出ております。今後も注意が必要と考えております。これまで報告のあった入院の児童生徒数は20人を超えており、幸い全員、大事には至らずに済んでおりますけれども、予断は許さない状況でございます。閉鎖の基準は緩和いたしましたけれども、大事なことは感染予防の指導の継続となりますので、今後とも各学校現場におきましては、これまでの予防策について徹底してまいります。また、それぞれの中学校ブロック内での情報交換等々に努め、地域や学校内での流行の兆しが見られた場合には、マスクの着用等、さらに徹底してまいりたいと思います。また、保護者の方々には、早目の受診を改めて依頼

をしまして、また、ワクチンも接種できる状況が進んでおりますので、学校からも改めて勧めていただきたい、重症化の防止に努めていただきたいと考えております。インフルエンザ対応については以上でございますが、いつも暗いニュースばかりなので、明るいニュースが1つ入っておりますので、ご報告申し上げます。本市の新井小学校で千葉県教育委員会が進めております体力向上に向けた「遊・友スポーツランキングちば」という取り組みがございます。その中で、年間の中間の取り組みの中で、今回は縄跳びですけれども、新記録の申請数が千葉県内で最も多く、千葉県の大賞を受賞いたしました。先月の12月15日に新井小学校におきまして、県の教育長にもお越しいただいて、賞状と賞賛のお言葉を直接いただいたところでございます。以上、報告でございます。

○ 宇田川委員長

ほかに何かございますか。

○ 教育政策課長

このたび平成21年度の定期監査の結果の報告がございました。第2期、第3期の定期監査の結果について、1月4日に監査委員事務局から提出されました。年明けであったために議事日程にはのせることはできませんでしたけれども、こちらで報告をさせていただきます。今回の監査につきましては、地方自治法第199条第4項及び第2項の規定により実施したもので、その結果を同条第9項の規定によりまして監査委員より提出されました。監査の対象は、第2期で教育総務部の教育政策課、就学支援課、教育施設課の3所属と、そのほかに学校監査で小学校1校、中学校1校が、続いて第3期で学校教育部の義務教育課、指導課、保健体育課、教育センターの4つの所属で実施されました。監査の実施期間は、2期が平成21年9月1日から12月18日まで、第3期が平成21年10月1日から12月18日まで、監査の範囲につきましては、いずれも平成21年度に行った事務処理の対象ということで実施されました。監査の方法は、所管する事務の内容及び財務に関する事務事業について、経理事務、契約事務及び財産管理事務が適正に、かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要に応じて現地調査などが行われたものです。今回の監査の結果につきましては、所属する事務事業は、その目的に沿って執行されており、適正なものと認められたと報告をいただきました。以上、ご報告いたします。もう1点、お手元の資料をごらんください。幼稚園及び保育園と小学校の引き継ぎに関するガイドラインでございますが、昨年度、試行ということで実施いたしました。具体的には、保育所の保育指針が平成20年3月に改定されまして、保育園児の児童保育要録を就学する小学校に提出することが求められました。以前から幼稚園につきましては指導要録の写しを就学する学校に送りまして、情報の交換を進めていたわけですが、保育

園児についても同時に進めることができるようになりました。そこで、プロジェクトチームをつくりまして、どうやって進めていくことがいいか、または必要なものをどのように抽出していくかということでいろいろと議論いたしまして、今回ガイドラインに沿って公立保育園、公立幼稚園につきましては要録の送付を進めていくことになりました。内容としましては、ふだんつけている指導要録の写しを各学校に送ることと、いろいろと情報交換ができる場を設けていくことで、子どもたちがスムーズに小学校に上がることができるよう図っております。私立保育園、幼稚園につきましても、園長の代表者に入っていただきまして、公立に準じた形で実施をしていただくことで内諾をいただいております。これは今後説明させていただきながら実施していきたいと思います。個人情報ですので、取り扱いには十分注意をしていただくことは当然申し上げております。このガイドラインに沿った形で実施をしていただければと思っています。小学校でも、いただいた情報を十分活用していきたいという意見が出ておりますので、より強く連携が図っていければと思っております。以上でございます。

- 中村委員
私立幼稚園は何年度からこれが適用になるのでしょうか。
- 教育政策課長
正確な年度がわからないのですけれども、数年前から実施はしていたようです。ガイドラインについては、公立に準じた形で実施していただくこととなっております。
- 宇田川委員長
もう既に私立幼稚園はやっているのですか。
- 教育政策課長
園によって異なりますが、公立幼稚園と同様に指導要録の送付については行っております。
- 宇田川委員長
本日の議事は以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。
- 他の委員
ございません。
- 宇田川委員長
これをもちまして平成22年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時41分閉会)

署名委員

委員長

宇田川進

委員

吉澤博之

委員

内田茂男